

○非常勤特別職の報酬等審査特別委員長報告

非常勤特別職の報酬等審査特別委員長 佐藤絹子

非常勤特別職の報酬等審査特別委員長報告を申し上げます。

今期定例会で当委員会に付託されました案件は、「議案第27号 鳴門市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について」であります。

当委員会は、去る3月8日に委員会を開催し、慎重審査いたしました結果、議案1件については、原案のとおり可決すべきと決しました。

以下、審査の概要について御報告申し上げます。

「議案第27号 鳴門市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について」であります。農業委員会委員等への報酬額に、活動に応じた報酬額を加算できる規定を追加するとともに、新たに設置する附属機関である、公立保育所再編計画策定審議会の委員に対する報酬額を規定するものでした。

委員からは、今回の改正で加算される「農地利用の最適化に係る活動及び成果の実績に応じて交付される交付金の範囲内で市長が別に定める額」について、具体的にどのように決められるのか、との質疑があり、理事者からは、活動実績への加算とその成果に対する加算の計算式がそれぞれ国の要綱に定められている、との説明を受けました。さらに、委員から加算分としてどれくらいの額を見込んでいるのかとの質疑があり、理事者からは、これまで本市における最も利用集積が進んだ、平成27年度の実績を基に加算額を積算し、従来の委員報酬に約752万円を加えて計上した、との説明を受けました。また、委員からは、成果が加算に値するかどうかはどのように判断され

るのか、との質疑があり、理事者からは、ある程度の目安は国から示されているが、会合を開く程度では「活動」として認められず、実質的な担い手の育成や農業の集積への活動に対してのみが対象になる、との説明を受けました。委員からは、農地利用最適化推進委員が加わって、農業委員会委員との連携が重要になるので、本来の目的が達成できるよう市としても支援していただきたい、との要望がありました。

また、委員から今回の改正の目的について質疑があり、理事者からは、国においては農業の国際化に向けて、大規模農業という概念の中から担い手を作り、それらに集積していく施策が講じられており、農地中間管理事業や認定農業者制度などが主要施策となっており、農業委員会委員に加え農業利用最適化推進委員を設置し、活動強化を図っている、との説明を受けました、さらに、委員からは、鳴門市では口約束で農地の貸し借り等も行われているケースも多く見受けられるが、中間管理機構が仲立ちすることについてのメリットはどうか、との質疑があり、理事者からは、農地の貸し借りの希望はあるが相手が決まっていない時、また、賃料の交渉が煩わしい方にとっては、農地の貸借が実現されやすいこともあるほか、国等の補助金も機構を通すことで採択に有利になるものもある、との説明を受けました。委員からは、中間管理機構に入っていただくことのメリットを積極的に周知し推進していただきたい、との要望がありました。

委員会では、採決の結果、全会一致で原案を了と致しました。

以上が当委員会の審査概要であります。よろしく御賛同賜りますようお願い申し上げます。